

年前に佐竹之領地南郷之衆寺山羽黒勢に棚倉勢加り三百騎程に而淺川へ働申候淺川城中よりも百騎計に而罷出南郷衆之返口へ慕いより羽黒城主石川近江と申侍を始の首數四十余淺川へ討取申候云云

第六節 宗顯田村家の再興を企て、成らす

天正十七年芦名義廣、伊達政宗の爲に會津を奪はるゝや、佐竹義重と計り豊臣秀吉に訴る回復を企つ、秀吉則ち之れを諾し越後上杉景勝をして會津を衝かじめ且書を政宗に遣はし、その不法を詰れり政宗同十月遠藤不入齋下總をして上洛せしめ會津を討ちたるは芦名の挑戦に應じたるものにして猥りに御家人を討するの争にあらざるを辨疏す、既にして秀吉北條氏直の入觀せざるの罪をせめ、天正十八年二月大軍を率ゐて小田原を圍む、是より先き伊達政宗、北條氏を始め關東諸侯と約して佐竹氏と雌雄を決せんとす、佐竹、相馬は既に小田原の陣所に伺候し關白秀吉の指揮を仰くに至り政宗内心安穩ならず、遂に秀吉に降る事に決心し越後信濃を経て六月五日小田原陣所へ到る、秀吉之を底倉に幽閉し、使者を以て種々難問する處あり政宗八方之を辨疎す。

成實日記

施藥院、稻葉是上坊、淺野彈正殿外兩人、已上五人の御使にて御尋には、只今迄御禮不申上候事口惜被_二思召_一候、其上從_二會津_一は金上遠江爲_二代官_一一兩年以前に御禮申上候處に其會津を打取

城を移罷在由慮外に被_二思召_一候申上品々も候はゞ可_二申上_一候無_レ左候は、急度可_レ被_二仰付_一候由御誕に候、政宗公被_レ仰候は御意に候處御尤至極に候、大内備前と申者先祖の家中に候處に、家中に不慮の亂候、砌逆心仕候而會津へ奉公仕候、洞取院又彼者を退治仕候處に會津義廣、佐竹義重、岩城常隆、助抱候へとも大内を不思議に退治仕候處に、不慮の仕合を以私親相果申候時分、二本松を退治候砌、佐竹、會津、岩城、我等所へ取懸及_二合戰_一候間、會津との取合罷成不慮に會津迄打果申候、其時分最上、大崎、相馬敵に御座候間罷登御禮可_二申上_一隙も無_レ候故如在の躰に候、此儀世上かくれ有間敷候、重而御尋には左様に方々敵に仕候事、其身よりの可_レ爲_二仕様_一候、何れも骨肉の様に被_二聞召_一候、其品々具に可_二申上_一候由、追而御誕候、政宗公被_二仰上_一候は

一、最上敵に罷成候は、我等は近習鮎貝藤太郎と申ものを引付、義顯手切申され候刻はたらき候間藤太郎退出最上へ罷越于今罷在候由及承候。

一、相馬は我等親代には弓矢に候へとも、無事に被成懇切に候處に田村の清顯と申者我等舅に候相果彼地主無御座候、田村近所に石川彈正と申者拙者家中にて候、相馬義胤を頼み逆意仕候、退治仕る處に義胤、彈正抱の地へ被_二罷越_一助抱申され候故退治不_二罷成_一大森と申所へ引込申、其内に田村の家中ともを引付、田村の本丸取申され候處に、我等奉公の者御座候て取様に直に相馬へ引除申され候條、則大森より罷出、石川彈正を退治仕候、彈正于今相馬に罵在候由承候。

一、大崎の義は境論仕弓矢に罷成候、佐竹、會津、岩城不和に罷成候事は先達申上候通に候由被
仰上候、太閤様政宗をば方々より憎み候由御意被成、會津取候慮外に被思召候間、可被
召上候、本領御別儀有間敷候間御禮可仕由被仰出候

秀吉の意釋け同九日政宗太閤に會見し、其の本領米澤に販りて不日上使の到るを待つ、天正十八年
七月木村吉清(伊勢守)を遣して黒川を治めしめ、小田原落城の後秀吉自ら進んで會津に入り政宗の侵略
せし地を沒收し更らに會津、白河、石川、岩瀬、安積、二本松四十二萬石を蒲生氏郷に賜ひ、黒川城
を修めて奥州の藩鎮たらしむ、此時伊達政宗田村を舅の遺産と稱し淺野長吉(彈正少弼長政なり)に継り秀
吉に請ふて自己の領有に編入するを得たり、同十日白石右衛門佐宗實をして三春を受取らしむ、田村
宗顯甚だ之を喜はず會津に赴き蒲生氏郷により之を上訴せんとす、政宗即ち濱田伊豆、原田舊拙齋、
鬼庭石見等をして之を阻み自ら亦出馬せんとす。

伊達治家記録補遺 仙臺圖書館藏

成刻天正十八年十月六日 白石右衛門宗實へ御書を賜ふ、其趣其地無相違受取たるや、專要に思召さる、宗
顯を始めとして各他出御本意に非ず、今般改て御仕置之事政宗若御謀を以て淺野彈正小弼殿へ仰
合されたる様の取沙汰せらる歟、是非に不及思召さる、元來思召寄も無之處に彈正少弼度々御
意見あり、其御首尾黙止し難く思召さる、如是相計らはる、彈正小弼殿も關白殿御内意を欠

られずしては争御意見あるべきや、然る間宗顯都へ登られ直に御披露有ても不苦歟、特に清顯
より右跡被相渡たる神血も兩通有之並に田村家來中よりの神血も有之間此度彈正少弼殿へ見聞
に入玉ふべし、彌不欠迄也、但し一點も油斷し玉はず、明後日は大森へ打越玉ふべく思召さる
也、且又片倉小十郎は罷越たるや又兩後室の事如何にも其急を得玉ふ、萬事御取紛故御細書に非
ず、扱又田村の輩他所へ參る事相留らるため、濱田伊豆、原田舊拙齋、鬼庭石見、去る三日此方
立遣さる、定而會津へ打通にへき由、思召さるの者相載らる、宗顯を始として各他出と有之事三
春城を欠當家へ請取玉ふに就て不快せられ、當家へ參らず、他所へ引除かると見えたり、片倉
小十郎を被遣たる事は月末に被遣候後罷販り、又頃日被遣たる歟、去月末に被遣者被仰とい
へども、在所大森杯へ參り其より田村へ被參る様にの被仰付たるに就て罷越たるやと右御紙
上に載玉ふ歟不知、小十郎を被遣たる事は田村御仕置のため也と云云、兩後室と有之は田村故
左衛門佐殿隆顯御後室(田村稱)故大膳大夫清顯公の御後室(稱舟引御後室)也此度兩後室御事米澤へ被引移
様に可仕哉林右衛門方伺申上らるに因て其意を得玉ふ者仰下さるは見えたり様子悉くは不傳
此間宗顯の行動に關して確實なる史料逸失して傳はらずと雖も翌年正月頃猶田村家の本領安堵に關
し奔走してありし事は左の文書に明かなり。

此度用所等ありたし候に付本意之上赤沼並下枝二方本領無相違可進之候爲後日一仍如件

天正十九年正月晦日

宗 顯 花 押

三七四

御代田紀伊守

宗顯氏郷の後援を得て上訴を企て西上の途中病を得て卒す、享年十七(或十九才)諡して旭峰聖輝と云ふ。

伊達治家記録補遺

成實記録等に田村孫七郎殿宗顯小田原へ參陣の路次に於て横死せらるゝと載す是謬也、御書に據れば今度御進退の訴訟として京都へ御登途中に於て頓死せらるなるべし、横死とあるは天死を謬歟

田村世次録 田村鏡藏

宗

顯

以病歿年十七或作十九法名旭峰聖輝

茲に於て宗顯の大望遂に成らず、後年政宗その遺子を片倉景繼に托し、眞田氏を配せしむ、其子遂に眞田氏を稱す、長く片倉家の客臣として白石に在りしと云ふ。眞田系圖

是より先き天正十七年十月大崎に一族起りて御家人木村吉清を佐沼に圍む、蒲生氏郷、伊達政宗と牒し合せ競え赴きて之を救はんとす、然るに此時政宗一族と謀を合せ氏郷、吉清、を亡失せんとするの巷説あり、氏郷戒心して名生にたてこもる、十一月廿八日政宗誓書を氏郷と交換し以て他意なきを示すと雖も既に政宗の郎等須田伯耆の密告あり、同三月廿四日氏郷急使を馳せて之を秀吉に訴ふに至

り事態漸く穩ならず、國監淺野長吉、政宗に勸るに上洛して秀吉に面陳するを以てす、十九年壬正月政宗死を決して上洛秀吉の按問に對して盡くその眞にあらざるを辨疎す。

蒲生氏郷會津拜領事

前略政宗熟々遁し又罪科なりと覺悟を究め金箔にて塗濃せし磔柱を眞先に持行上京しける故僉不審しける氏郷訟曰政宗一族之張本之證據者政宗自筆之書狀を渡し在しを則予是を取置たり之にて御穿鑿し給と言上す、秀吉公則其書を取て自ら糺し玉ふ、政宗其書を見て曰く、誠に能眞似たる事某甲書に紛も無候併華押者鶴鶴に候眼腫無御座候是賈の顯欠是を以て某甲謀叛に組し不申證據は知し給へかし末嫌繼思召さば可謝處なしと言上す云々。

茲に於て秀吉の疑雲霽れ、政宗を歸國せしめて葛西、大崎の叛亂を鎮定せしむ、即ち政宗五月歸國し六月十四日米澤を發し、大崎(宮城縣玉造郡東西大崎村地方)に陣す、同月廿五日宮崎を陥れ次て佐沼をも平定し幾もなく大崎及び葛西の地靜謐に歸す、時に九戸修理亮叛して其の領邑、據る、秀吉、蒲生氏郷をして之を討たしめ且つ中納言秀次徳川家康を遣して奥羽を治定せしむ、兩使は八月(天正十九年)奥州に下向し會津に隣接する、長井、米澤、伊達、信夫、田村、塩松、刈田等の地を收公して蒲生氏郷に賜はり殘れる諸郡に葛西、大崎の二郡を併せて政宗に賜り大崎氏の臣氏家彈正の居館岩手城(宮城縣玉造郡岩手山町昔は岩手澤城と稱す)を修めて政宗を居らしむ。

慶長三年秀吉公薨去し豊臣氏の勢力振はず幾もなく關ヶ原の役起るに至り政宗は恩顧淺からざる徳川家康に加擔して上杉を牽制して刈田郡を攻む、役後賞として白石の地を賜はる、同七年岩手澤城には第八子宗泰を留らしめ仙臺城に移る、家康の女市姫生る、や政宗の息忠家に配せんとせしも夭折せるを以て家康池田輝政の女を養ふて配す、又た政宗の女を家康の息忠輝に配せり、茲に於て姻戚關係成り慶長十三年四月松平姓を賜る如斯政宗は深く家康の恩に感したるは文錄四年第二次朝鮮征伐後豊臣秀次罪を得て高野山に自盡す、政宗も亦た其の與黨たるの嫌疑を受けたり家康政宗の爲め大に辨疎し漸く秀吉の疑を免れ得たる以來之を徳とし無二の徳川黨たりき、寛永十三年五月廿六日七十三歳を一期として崩す、後室田村氏は生家たる田村家の滅亡を痛く悲み息忠宗に訴え孫宗良(忠宗の三男或は四男とも云ふ)をして承應二年四月(政宗死後十八年)名取、柴田二郡三萬石の地を分知し田村家を再興し岩沼(名取郡岩沼町)に居らしめ伊達氏に付庸す、宗良の子右太夫建顯の代に至り天和二年五月磐井郡一ノ關に封を移さる(岩手縣西磐井郡一ノ關町)爾來子孫十一代相繼ぎ丕顯の代明治維新に至り華族に列せられ子爵を授けらる、今の一の關田村子爵家即ち是なり。

藩 翰 譜

隱岐守宗良田村と稱す忠宗が三男祖母は陸奥國三春の住人田村大膳太夫清顯の娘なり、田村が家絶えぬれば彼外曾孫なればとて宗良をして其家を繼がしむ、三萬石を頒つ。云々

仙道田村莊史 (終)

昭和五年九月二十日 印刷
昭和五年九月二十五日 發行

仙道田村莊史奥付

定價金貳圓

著作兼發行

青 山 や そ

福島縣田村郡巖江村大字白岩字館九拾番地

印刷者

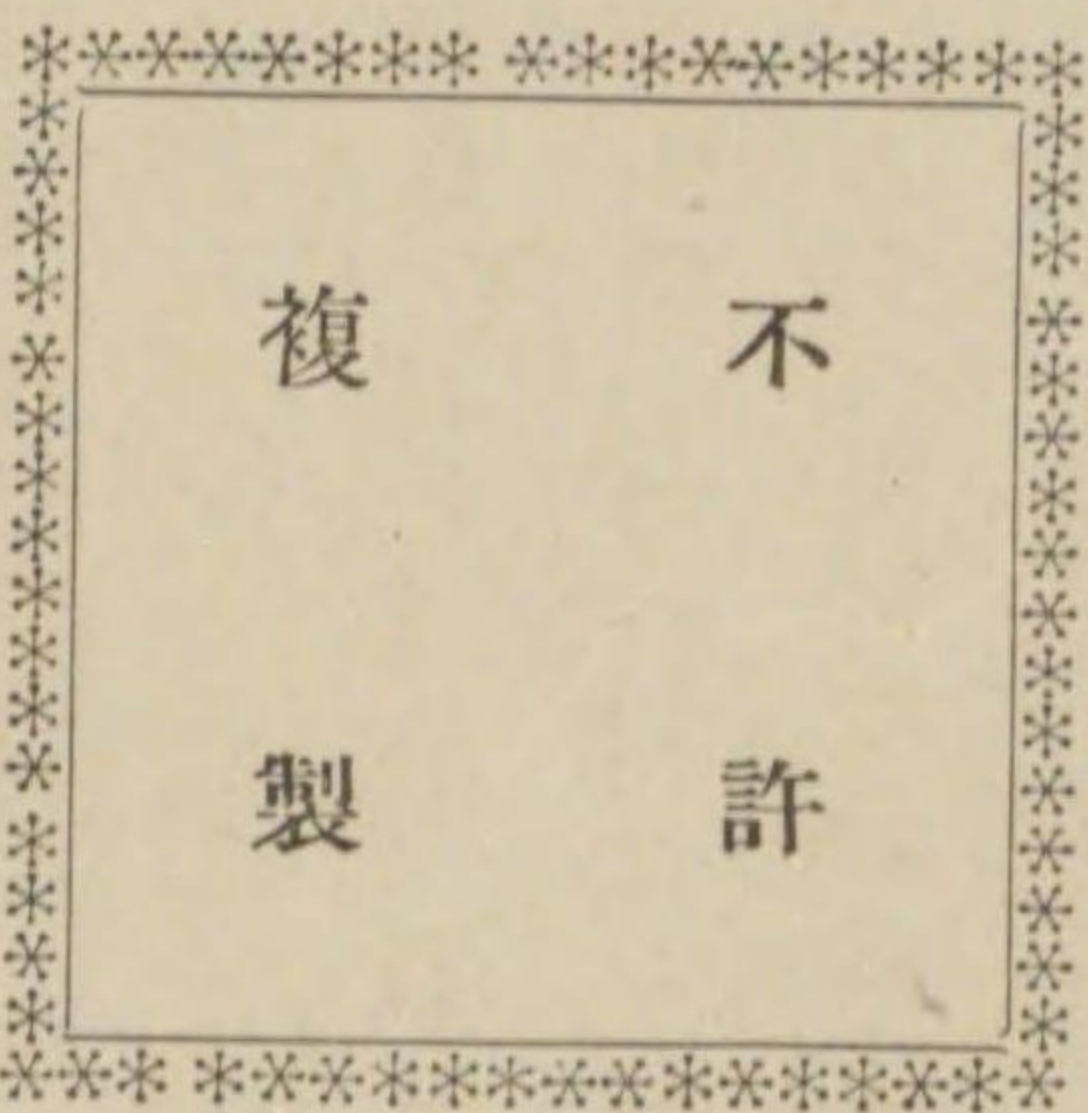
佐 久 間 六 郎

福島縣福島市上町五十一番地

印刷所

文 化 堂 印 刷 所

福島縣福島市上町五十一番地



257-81

大清宣統元年八月二十日

日

廣東省城

廣東省城

香山縣

廣東省城

香山縣

廣東省城

香山縣

香山縣

香山縣

